

# 令和7年第2回川本町議会定例会会議録

(第1日目) 令和7年 6月 6日 午前9時30分開議

議 長	<p>おはようございます。 ただいまから、令和7年第2回川本町議会定例会を開会します。 ただいまの出席議員数は9名であります。 定足数に達しておりますので、会議は成立しました。</p>
々	<p>なお、香取代表監査委員から欠席届が出されておりますので報告します。</p>
々	<p>それではただちに、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お配りしているとおりです。</p>
々	<p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、3番中平議員、4番本山議員を指名します。</p>
々	<p>日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。 お諮りします。 本定例会の会期は、本日6月6日から6月11日までの6日間にしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)</p>
々	<p>異議なしと認めます。 よって、会期は、本日6日から11日までの6日間とすることに決定しました。</p>
々	<p>なお、会期中の会議は、お手元の会期日程及び審議予定表のとおりとしております。</p>
々	<p>日程第3、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、お手元の議長報告、議員派遣の件のとおりです。</p>
々	<p>以上で、諸般の報告を終わります。</p>
々	<p>日程第4、「町長行政報告」を行います。番外野坂町長。</p>
番外 野坂町長	<p>おはようございます。令和7年第2回川本町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜り誠に</p>

番外  
野坂町長

りがとうございます。

々 開会にあたり、諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

々 はじめに、女子野球で繋がるプロジェクトについて申し上げます。  
いわゆる昭和の合併により、昭和30年に本町が概ね今の姿となって、70周年を迎えた記念すべき4月1日に、山陰地方初となる社会人の女子硬式野球クラブ島根フィルティーズが始動しました。

4月12日に行われた設立イベントに続く、町民球場でのオープニングゲームでは、町内外からの約600人もの皆様からいただく声援の中、島根中央高校女子硬式野球部と熱戦を繰り広げ、選手たちの夢の実現と地域の活性化に向けて、これ以上ないスタートとなりました。

一般社団法人かわもと暮らしに所属する地域おこし協力隊員として、保育所や高齢者施設などでの支援業務や、役場でのまげなねっとかわもとの番組制作業務、ふるさと納税PR業務などに携わり始めており、先に笹遊里で開催されたアウトドアイベントでは、スポーツゲームを企画運営するなど、活動の機会を徐々に広げているところです。

5月9日・10日に参加した、全日本女子野球連盟主催の第1回女子野球タウンサミットのスペシャルゲストとして登壇された王貞治さんからは、講演の中で本町の取組に関するコメントをいただくなど、今後のプロジェクト推進に弾みをつけることができました。

また、このサミットの基調講演のテーマ「女子野球タウンにおける企業版ふるさと納税活用の可能性」から得られた先進事例や、構築できた新たなネットワークを、今後の取組へつなげてまいります。

々 次に、治水対策の推進について申し上げます。

川本堤防の完成堤防化に向け、まずは必要となる堤防断面の確保、併せて、瀬尻・久料谷、谷地区の早期完成について、5月8日には、浜田河川国道事務所に、14日には、植田議長とともに、島根2区選出衆議院議員の高見康裕国土交通大臣政務官、水管理・国土保全局の河川計画課長及び治水課長に対して、町単独で要望を行ってまいりました。

今後も、あらゆる機会やルートを通じて、継続的に国及び県に対して働きかけてまいります。

事業着手地区の進捗状況ですが、瀬尻・久料谷地区においては、国事業として、引き続き、護岸工事及び宅地嵩上げの一部が行われる予定となっており、町では、事業範囲内の用地取得や建物等の補償を進めてまいります。

谷地区においては、国事業で用地取得と建物等の補償が行われ、県でも事業範囲内の用地取得、建物等の補償、盛土工事が予定されており、町は引き続き、用地取得及び物件の補償を進めてまいります。

番外  
野坂町長

また、先行整備エリアにおいて実施した宅地購入意向調査では、現在のところ、13区画中9区画の申し込みがっております。

今後も、地元協議会や関係者の皆様、国及び県と緊密に連携し、早期完成に向けて取り組んでまいります。

さらに、川本排水機場においては、令和2年度の総合診断の結果をもとに策定された長寿命化計画に基づき、3基あるポンプの内、1基の取替工事が行われたところですが、今年度は、もう1基取り替えられる予定です。

々

次に、医療・介護・福祉サービスの強化について申し上げます。

社会医療法人仁寿会・加藤病院による地域総合ヘルスケアステーションかわもと施設群の新築移転整備につきましては、5月末時点での進捗率は36%であり、当初計画通りに進んでいると伺っております。

現在、3階の床までのコンクリート打設が完了しており、3階の壁と屋上部分の打設が完了する、6月下旬時点での進捗率は44%となる見込みとのことです。

引き続き、町として支援するとともに、町民の皆様が主体的に健康づくりや介護予防に取り組むことができる仕組みづくりや、ニーズに沿った医療・介護・福祉サービスが提供できるよう連携を図ってまいります。

々

次に、令和6年度の予算執行は、5月31日をもって出納を閉鎖いたしましたので、決算見込額についてご報告申し上げます。

事業成果や決算数値など詳細につきましては、9月定例会において、改めてご報告をいたしますので、今回は決算見込額の概要についてご説明させていただきます。

はじめに、一般会計の決算見込みについてであります。

歳入51億7,479万2千円に対しまして、歳出50億8,610万円となり、差し引きした形式収支が、8,869万2千円となっております。この内、谷地区治水対策事業等の翌年度への繰越財源、2,789万2千円を引いた6,080万円が、実質的な余剰金として次年度への繰越金となると見込んでおります。

なお、令和6年度末の基金残高は、23億4,067万6千円で、地方債残高は、54億5,887万5千円となる見込みです。

特別会計の決算見込みにつきましては、国民健康保険特別会計で、歳入4億3,149万円に対しまして、歳出4億3,117万5千円となり、31万5千円の余剰金が見込まれ、後期高齢者医療特別会計で、歳入1億4,279万8千円に対しまして、歳出1億4,274万5千円となり、5万3千円の余剰金が見込まれております。

々

それでは、町行政の主な動きにつきまして、順次ご報告申し上げます。

まず、住み慣れた地域の暮らしが持続するまちに関する動きについてであ

番外  
野坂町長

ります。

々

はじめに、地域公共交通の充実について申し上げます。

地域公共交通計画に基づく本町に適した交通手段の実現に向けて、今年度取り組む、デマンド乗り合いタクシーの拡充に向けた実証については、対象地区への説明会を行ったうえで、9月より運行をスタートできるよう、準備を進めてまいります。

々

次に、移住・交流の促進について申し上げます。

国においては、地域おこし協力隊や地域活性化起業人制度が拡充されるなど、滞在・関係人口、二地域居住といった、人口減少社会における新たな視点での取組が進められている中、今年度も、一般社団法人かわもと暮らしと連携し、様々な機会を通じて積極的に情報を発信しているところです。

子育て支援や住環境の整備など、これまで取り組んできた施策を継続しながら、国や県の制度を有効に活用して、新しい人の流れを呼び込んでまいります。

々

次に、住環境の整備について申し上げます。

因原地区に建設した定住促進住宅に、4月から新たに4世帯、12名の入居を受け入れています。

今年度も、組織を横断するチームによる住環境整備プロジェクトにより、住生活基本計画に基づいた、個人住宅の建設促進や空き家の活用など、住環境の整備に取り組んでまいります。

々

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国保連の速報値によりますと、昨年度の一人当たりの医療費は64万910円、前年度比で5万6,936円、9.7%の増となりました。

被保険者数が10.1%減少した一方で、入院や入院外の費用が同程度であったことが要因ですが、傾向として、特に入院では循環器系の疾患、入院外では生活習慣病に起因する疾病による医療費の増が見られました。

早期発見、早期治療による医療費の削減を図るため、引き続き、特定健診、がん検診等の受診率向上に取り組んでまいります。

々

次に、定額減税調整給付金に係る不足額給付について申し上げます。

デフレ脱却に向けた措置として実施された、令和6年分所得税及び個人住民税の定額減税において、減税しきれないと見込まれる所得水準の方へ、先に推計額を用いて調整額が給付されましたが、結果として不足が生じた方に対しては、追加して給付されることとなっています。

この給付に必要な補正予算案を今議会に提案しております。

番外  
野坂町長

つづいて、暮らしを支える生業、地域資源を活かした産業が根付くまちに  
関する動きについてであります。

々

はじめに、農業と農村の振興について申し上げます。

令和7年産米の作付面積は、92ヘクタールで、前年度に対して6ヘクタール減少の見込みです。品種につきましては、コシヒカリが中心ですが、奨励しているきぬむすめは19ヘクタール、つや姫は11ヘクタールで、前年度並みとなっております。

国の日本型直接支払制度のうち、第6期となる中山間地域等直接支払事業につきましては、既存の14団体を対象とした説明会を実施し、8月末の集落協定書の提出に向けて準備を進めております。

また、有機農業を推進するため、県西部農林水産振興センター県央事務所やJA島根おおち地区本部と連携し、有機農業を検討する新規就農者等の圃場において、水稻栽培の作業効率化等の実証に取り組んでおります。

加えて、今後、有機農業への理解を深めるための研修会の開催を予定しております。

々

次に、担い手の確保について申し上げます。

新たな担い手確保に向けた営農プランの作成や受入農家の確保につきまして、関係機関と定期的に協議を進めてまいります。

また、水稻及び畜産を営む認定農業者、新規就農者等の担い手が安心して営農を継続するために、既存の制度に加え、物価高騰に対応する新たな制度により支援してまいります。

々

次に、特産品の振興について申し上げます。

戦略的ブランド産品であるエゴマの昨年度の作付面積は、前年度比2ヘクタール減の15ヘクタールとなりました。

また、生産面においては、昨年度から収穫期の違う2品種の栽培を行うことで、作業の効率化が図られたものの、水不足等による未熟粒の発生及び鳥被害等により、生産量は前年度比1トン減少の2.5トンとなりました。

引き続き、生産面の支援を行うとともに、本町ならではの特産品振興について、情報発信に努めてまいります。

々

次に、林業の振興について申し上げます。

森林環境譲与税を活用した就職奨励金制度を推進するため、林業事業体と連携し、移住等による新たな担い手の確保と、県立農林大学校などへの制度の周知に取り組んでまいります。

今後も、森林資源の適切な管理を進めるため、制度の趣旨に則り、森林環境譲与税を積極的に活用し、様々な事業に取り組んでまいります。

番外  
野坂町長

次に、有害鳥獣対策について申し上げます。

昨年度まで取り組んでまいりました、サルの群れの分布やGPSによる行動域の調査結果に基づき、個体数削減を図るために、大型捕獲檻を設置しております。

今年度は、新たな大型捕獲檻を設置する予定であり、鳥獣被害対策協議会を通じて、国からの交付金の申請を行っています。

また、引き続き、県西部農林水産振興センター県央事務所と連携し、効果的な防護柵の設置方法や、地域と協働したサルの位置情報の情報提供体制、効果的な追い払いをするための集落体制の構築を検討してまいります。

々

次に、交流施設等の運営について申し上げます。

現在進めているかわもと音戯館プールの天井改修は、5月末時点で全体の5割の工程を終えており、8月末の完了に向けて、順調に工事が進んでおります。

引き続き、進捗状況を確認しながら、運営再開に備えてまいります。

々

次に、商工業の振興について申し上げます。

島根フィルティーズの活動などにより、新たな人の往来や宿泊需要の増加が見込まれます。

こうした交流・滞在人口の増加に伴う、人の往来の受け皿となる宿泊環境の確保に向け、宿泊に関するニーズや既存施設の現状把握等に取り組む、宿泊業立地可能性調査業務を発注しており、今後、関係機関と連携し可能性を探ってまいります。

引き続き、商工会、一般社団法人かわもと暮らし、町の3者による定期的な協議により、商工業が抱える課題解決につながる取組や施策を検討してまいります。

々

次に、観光の振興について申し上げます。

先に行われた実行委員会において、2025ええなあまつりかわもとの8月9日開催が決定されました。

合併70周年を記念した特殊な花火を打ち上げる予定の、江の川名物花火大会の実施に向けましては、ふるさと納税制度を活用したガバメント・クラウド・ファンディングによる寄附を、7月29日まで募集しています。

また、5月14日にマツダスタジアムで開催されたわがまち魅力発信隊に、邑智郡3町で構成する江の川流域広域観光連携推進協議会の構成員として参加し、本町及び邑智郡の魅力をPRしてまいりました。

々

次に、誘致企業との連携について申し上げます。

株式会社三協島根川本工場の現在の従業員数は41名ですが、高校生向けの企業ガイダンスなどにより、人材確保を支援してまいります。

番外  
野坂町長

また、3月に、三原まちづくりセンター周辺で、地元の方々のご協力のもと、寄贈いただいた河津桜の苗木200本を植樹し、累計は1,250本に達しております。

今年度予定している南佐木地区の河津桜公園整備につきましては、土木工事と建築工事をそれぞれ発注することとしておりますが、この度、公園や植栽に関連する土木工事の入札を行いましたので、契約に係る議案を本議会に提案しております。

々 つづいて、子ども達の夢を育み、挑戦する人材が育つまちに関する動きについてであります。

々 はじめに、学校教育について申し上げます。

4月9日に小・中学校の入学式が行われ、小学校14名、中学校19名の新入生を迎えたことにより、今年度の児童生徒数は、小学校が8学級121名、中学校が5学級61名となりました。

児童生徒の確かな学力と豊かな心、健やかな体をバランスよく育むことができるよう努めてまいります。

々 次に、コミュニティ・スクールについて申し上げます。

4月15日に開催した、今年度1回目となる町立学校運営協議会では、小・中学校の校長から提案された今年度の学校経営方針が承認され、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めることについて、前向きに意見が交わされました。

々 次に、学校建設検討委員会について申し上げます。

本町ならではの魅力ある教育環境の実現に向けて、老朽化する学校施設の建替え等について、これまでに3回の検討委員会を開催し、検討を進めてきました。

今年度は、建設基本構想及び基本計画を策定するための支援業務を発注しており、今後、基本計画の基礎資料とするための先進地視察やアンケート調査等を実施し、検討を深めてまいります。

々 次に、家庭教育の支援について申し上げます。

4月13日に、かわもとぼかぼか親子プロジェクトとして、恒例のたけのご掘り体験を開催したところ、10家族34名の参加がありました。

高校生や大学生を含む地域ボランティア23名のご協力により、親子の触れ合いや、保護者同士、地域の方々との交流ができ、地域の魅力を肌で感じていただく体験活動となりました。

々 次に、町民球場の改修について申し上げます。

番外  
野坂町長

令和12年度に島根県で開催される、国民スポーツ大会の軟式野球会場となる町民球場は、今後の改修計画や費用を具体化し、国庫補助対象経費の整理を行うため、基本設計業務を発注しております。

改修にあたっては、国民スポーツ大会のみならず、女子野球タウンとしての視点も意識し、ユニバーサルデザインに対応できるよう検討してまいります。

々

次に、島根中央高校の魅力化支援について申し上げます。

4月8日に始業式、9日に入学式が行われ、新年度がスタートし、今年度は、県内外から83名が入学し、生徒総数は242名となりました。

あわせて、2年時に1年間留学する地域高2留学生を1名、1年時に1年間留学する単年留学生を1名受け入れており、多様な越境機会を創出しています。

部活動では、3月に香川県で行われた海外派遣選手選考会にカヌー一部が出場し、各種目で上位入賞した生徒5名が、日本代表選手に選考されました。

また、公設民営学習塾については、2学期から開講できるよう、現在、高校及び県と協議を進めております。

部活動や地域活動に取り組みながら国公立大学や難関私立大学を目指すことができる、新たな中央高校の魅力につながるよう取り組んでまいります。

々

次に、文部科学大臣による川本保育所表彰について申し上げます。

この度、毎年4月23日の子ども読書の日を記念して、文部科学省等が主催する子どもの読書活動推進フォーラムにおいて、文部科学大臣から川本保育所が優秀実践園として表彰されました。

かわもと図書館との連携による本の貸し出しや、図書館への訪問イベントのほか、読み聞かせボランティア団体や老人会、中高生などを招いて、地域ぐるみで読書活動に取り組むなど、子どもたちの読書への意欲を高める独自の活動が高く評価されたものです。

々

つづいて、すべての住民が、安心して暮らせるまちに関する施策についてであります。

々

はじめに、防災・減災について申し上げます。

現在、排水管の敷設を終えた段階にある、因原地区における内水排除施設の拡充工事につきましては、完成した排水ポンプとの接続工事を行い、出水期までの完了を目指してまいります。

また、5月18日に、自主防災組織のリーダーを対象として実施した、避難所の運営訓練では、万一の災害発生までに準備しておくべき点や、災害時に取り組む内容、受付時のポイントなどを確認するとともに、簡易ベッドの

番外  
野坂町長

組立などの実践訓練も行いました、  
6月1日には、水害による被害が予想される自治会の方々を対象に、避難場所への経路確認や、避難者の把握方法についての防災訓練を実施しました。

加えて、6月8日には、土砂災害を想定した避難訓練を行うこととしており、町民の皆様とともに、災害への備えに万全を期してまいります。

々  
次に、消防活動について申し上げます。

4月24日に開催した、副分団長以上で構成する幹部会において、改めて役割や体制等を再認識するために、法令等の確認を行い、今後早期に、災害時の行動指針となる出動マニュアルを整備してまいります。

日々の訓練はもとより、装備や資機材の確認作業を徹底し、緊急時には、団員が安全に消防活動を行える環境の整備に努めてまいります。

々  
次に、道路整備について申し上げます

町道事業では、因原日向線道路改良工事の契約締結に必要な議案を、今議会に提案しております。

また、3月末に、危険性が高いレベルで損傷していることが発見された、町道三島三原線の路肩構造物のブロック積みの修繕工事に必要な補正予算案を、今議会に提案しております。

々  
次に、町道川本停車場谷線の通行止めについて申し上げます。

3月10日に、沿線の家屋が倒壊する危険性が高まったことから、隣接する町道川本停車場谷線を通行止めといたしました。

所有者の親族に対して状況を説明し対応を求めたところ、当該危険家屋を解体していただく運びとなりましたので、完了次第、通行止めを解除する予定です。

々  
次に、老朽危険空き家対策について申し上げます。

老朽危険空き家については、適切な解体が進むよう取り組んでいる中、4月23日に、解体費用の目安が分かるウェブサービスを提供する、株式会社クラッソーネと連携協定を締結しました。

この度の協定締結が、空き家の対応を考える一つのきっかけとなり、ひいては適切な除去が促進され、安心して暮らせるまちづくりにつながるよう取り組んでまいります。

々  
次に、デジタル化の推進について申し上げます。

国が示した自治体情報システムの標準化・共通化につきまして、今年度末までに移行できるよう、邑智郡総合事務組合と協働し取り組んでいるところです。

番外  
野坂町長

この移行後の運用経費が想定以上に膨らむことから、1月に行ったデジタル庁及び総務省に対する中央要望に続き、4月16日には、県町村会として丸山知事に対して緊急要望を行いました。

引き続き、県、町村会、そして議会の皆様とも連携して、国からの支援を強く求めてまいります。

々 次に、広聴・広報について申し上げます。

5月8日に三原まちづくりセンターで開催した、今年度1回目のまちづくり意見交換会には、40名ほどの参加があり、河津桜公園整備、農業振興等のテーマに対し、貴重なご意見をいただきました。

引き続き、多くの皆様からのご意見をお聴きする環境づくりに取り組んでまいります。

々 次に、地域情報化対策について申し上げます。

昨年の12月議会においてご了承いただいた、IP告知システムの廃止につきましては、この度の広報かわもと4月号への掲載をはじめとして、9月30日のサービス終了に向けて、引き続き、様々な媒体を通じて町民の皆様に周知してまいります。

また、3年計画で実施することとしているまげなねっとかわもとの受信に必要な加入者用機器VONUの更新に向けて、今年度は、約500世帯分の更新工事を行います。

々 次に、環境衛生について申し上げます。

昨年度、邑智クリーンセンターへ搬入されたごみのうち、本町分は、全体の21.8%を占める988トン、前年度比23トンの減となりました。

収集ごみ、持込ごみともに減少しており、引き続き、減量化やリサイクルの推進に向け、啓発等に取り組んでまいります。

々 つづいて、効率的な行財政運営の推進に関する施策についてであります。

々 はじめに、ふるさと納税について申し上げます。

昨年度のふるさと納税の実績は、前年度比489万6千円増の2,215万9千円となりました。

また、企業版ふるさと納税は、4社から計270万円のご寄附をいただき、ご寄附いただいた皆様には、あらためてお礼申し上げます。

々 次に、戸籍氏名のフリガナ記載について申し上げます。

戸籍の氏名にフリガナを記載する改正戸籍法が、5月26日に施行されました。これに基づき、本籍地の市区町村から、氏名のフリガナに関する確認通知が発送されますが、本町が本籍地の方に対しては、8月中にこの通知を

番外 野坂町長	<p>発送する予定です。</p> <p>今定例会に提案しました案件は、条例案件3件、予算案件6件、その他案件4件であります。</p> <p>後ほど、担当課長からこれらの説明をさせますので、何とぞよろしくご審議のほど、お願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。</p>
議 長	<p>以上で、町長行政報告を終わります。</p>
々	<p>ここで、暫時休憩します。</p> <p>午前10時10分より再開いたします。 (午前10時00分)</p>
々	<p>会議を再開します。 (午前10時10分)</p>
々	<p>日程第5、議案第53号、「川本町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。</p> <p>執行部から、提案理由の説明を求めます。</p> <p>番外伊藤地域整備課長。</p>
番外伊藤地 域整備課長	<p>議案第53号、川本町災害危険区域に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。</p> <p>8ページをご覧ください。</p> <p>まず、提案理由につきましては、土地利用一体型水防災事業実施後も引き続き計画水位以下に存在する土地について、災害危険区域として指定し、住居用建築物の建築制限を行うものでございます。</p> <p>6ページの新旧対照表をご覧ください。</p> <p>第1条中、以下「法」という、を削り、7ページの新たに指定する地区として、瀬尻・久料谷地区、指定する地番は川本町大字川下1704番5の他、3861番3までの58筆を追加します。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>8ページの災害危険基準標高に瀬尻・久料谷地区の計画水位、32.30メートルを追加します。この水位は、概ね宅地嵩上げ後の地盤高となります。指定する地番は、図の水色部分で、計画水位よりも低い土地の宅地や農地などとなっております。</p> <p>附則としてこの条例は、公布の日から施行とします。</p> <p>説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより、質疑を行います。質疑はありますか。</p>

議 長	<p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第6、議案第54号、「令和7年度川本町一般会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。</p> <p>執行部から、提案理由の説明を求めます。</p> <p>番外瀬上総務財政課長。</p>
番外瀬上総務財政課長	<p>それでは、議案第54号、令和7年度川本町一般会計補正予算(第1号)について、説明いたします。</p> <p>今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ853万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ55億8,788万1千円とするものです。今回の補正は、人事異動に伴う職員給与等の組替えのほか、早期の補正予算対応を要する事項が主なものです。</p> <p>補正の内容につきましては、24ページをご覧ください。</p> <p>まず、歳出から、人件費の組替え以外の主なものについて説明いたします。なお、関連する歳入もあわせて説明します。</p> <p>2款、総務費のNHK受信料は、未契約について調査した結果に基づくものです。全部で11台のうち、総務費で8台、この後、教育費で3台を計上しております。</p> <p>次に、物価高騰対応定額減税調整給付金事業は、令和6年度において、所得税と個人住民税所得割とで4万円の減税を行っていましたが、減税額が4万円に満たないため、減税しきれない方に対して給付するものです。これに伴い、歳入の国庫支出金において、物価高騰重点支援地方創生臨時交付金を補正しております。</p> <p>次に、3款、民生費の生活保護システム改修業務委託は、令和7年10月の法改正対応するためのものです。これに伴い、歳入の国庫支出金、生活困窮就労準備支援等事業補助金を補正しております。</p> <p>次に、8款、土木費の道路維持工事の町道三島三原線の路肩構造物ブロック積の損傷については、後ほど資料で説明させていただきます。</p> <p>その次の、要安全確認計画記載建築物耐震関係補助金も、後ほど資料で説明させていただきます。</p> <p>次に、10款、教育費のスクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、県が事業を改正し、昨年度までは案件がある場合に来校していましたが、今年度からは、定期的に巡回して来校することに変更になったことによるものです。これに伴い、歳入の県支出金において、スクールソーシャルワーカー活用事業委託金を補正しております。</p> <p>次に、NHK受信料は、先ほど総務費で説明したとおりです。</p> <p>次に、14款、予備費の補正は、小学校管理費の手すり設置工事に充用したることによるものです。これは、今年度初めの施設点検において、校舎玄関</p>

近くの体育館側側面の外階段について、斜面が急であり、児童が校舎から校庭におりる際に大変危険であるとの指摘から、手すりの設置が必要であると判断したためです。

次に、一つ戻って歳入をご覧ください。

歳出の説明にあわせて、連動する歳入の補正を説明しましたので、その他について説明します。

14款、国庫支出金の建築物耐震対策緊急促進事業補助金と、15款、県支出金の島根県要安全確認計画記載建築物耐震改修等補助事業補助金は、この後、資料で説明する、要安全確認計画記載建築物耐震関係補助金に連動するものです。

18款、繰入金の財政調整基金繰入金は、この度の補正の財源超過を調整しております。

21款、町債の道路防災事業債は、この後、資料で説明する道路維持工事に連動するものです。火葬場整備事業債は、美郷町・川本町斎場眺江苑の火葬路設備修繕への負担金に過疎債が適債事業であることが分かりましたので、計上するものです。

次に、25ページをご覧ください。

第2表、地方債の補正については、この度の補正による本年度の地方債の限度額は8億6,030万円と見込んでおります。その下、基金の状況については、この度の補正による年度末の基金残高は17億9,589万4千円と見込んでおります。

次のページをご覧ください。

町道三島三原線道路構造物復旧事業について説明します。

現状と課題及び必要性につきましては、本年3月25日に町道三島三原線の路肩構造物のブロック積みの損傷を道路巡視員が発見しました。

損傷は、路肩部の一部が陥没し、通行に危険な状態であるため、現在、路肩規制を実施中です。

被災原因は、地盤の支持力低下によりブロック積みが下方へ移動したものと推測されます。

本路線は三島地区と三原地区の地域間を結ぶ重要な道路であり、復旧が遅れると陥没がさらに広がり、道路利用者の転落被害につながる懸念があることから、早期の復旧が必要不可欠であります。

次に、事業費の概要について、復旧工法は、現地の支持地盤を確認した上で、大型ブロック積み又は重力式擁壁を行います。

財源は、緊急自然災害防止対策事業債を見込んでおります。

なお、米印(※)で表示しておりますが、本事業は、公共土木施設災害事業には対象条件を満たさないため対象外となります。

予算額はご覧のとおりです。

次のページをご覧ください。

要安全確認計画記載建築物耐震化促進事業の中止について、説明いたしま

番外瀬上総務財政課長 　す。  
　　まず、本事業の根拠法令等として、建築物の耐震改修の促進に関する法律を受けて、県では、建築物耐震改修促進計画を策定しております。この基準により、町内の建築物1棟が、要安全確認計画記載建築物と位置付けられ、所有者が耐震診断を実施し、県へ結果報告することが義務づけられています。

　　次に、事業概要として、所有者が実施する耐震化促進事業に対する補助事業として、実施年度ごとに、事業内容、事業費、財源内訳を示しております。令和5年度は耐震診断、6年度は耐震補強設計、7年度は耐震改修という予定でありましたが、令和6年度事業が年度内に完了しなかったため、実績はゼロとなり、続いて実施する予定であった今年度事業を中止することとなりました。

　　次に、事業中止の経緯ですが、今年度2月には、所有者から委託を受けた設計業者から、3月判定委員会に向けて準備中との連絡を受けておりました。しかし、3月18日に判定委員会に間に合わず、年度内の完了が見込めない旨の連絡があり、町は県と協議し事業中止せざるを得ないとの判断がなされました。このことを所有者に伝達し了承を得ております。その後、事業中止の手続を行って承されましたので、この度補正を皆減するものです。

　　4として、皆減する予算額をご覧のとおりです。  
　　説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議　長　　以上で、提案理由の説明を終わります。

　　々　　これより、質疑を行います。質疑はありませんか。  
　　5番高良議員。

5番高良議員　　町道三島三原線のブロック積みの、災害にはとれないということで、この工事についてちょっとお聞きしますが、この今、出ている金額というのは、これはざっくりとした概算と理解していいのでしょうか。それとも、もう調査されて、これが必要というのまで弾かれた金額でしょうか。

議　長　　番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長　　今のこの予算の段階では、概算でございます。今この中に測量設計費も含めておりますので、それで、トータルの設計額が出るというふうに思っております。

議　長　　はい、5番高良議員。

5番　　ということは、これ最終的に変更が起こると理解してよろしいです

高良議員	ね。
議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地 域整備課長	その可能性はあるというふうに認識しております。
議 長	他ありませんか。4番本山議員。
4番 本山議員	この、要安全計画記載建築物耐震化促進事業が中止になっておりますけども、これそもそもこの建物が根拠法令等でこれに認定されたということですが、これ中止になっても別に何ら変わりはないということで理解していいんですか。
議 長	番外坂根町民生活課長。
番外坂根町 民生活課長	この建物がですね、県の方の計画で避難路沿道建築物というものに該当しております。県が指定する緊急輸送道路の避難路の沿道の建築物であって、一定の高さ以上があると。つきましては、耐震の判断をして、その結果を報告しなさい、その耐震の結果、基準を満たされないのであれば、所要の改修などを検討してくださいというのが、元々のこの事業の趣旨でございます。で、所有者に義務づけられておりますのが、耐震の診断をしてその結果を報告するというところまででございますので、そこのところはクリアしております。問題は耐震では改修をしようと思った時に、所有者の方に補助する財源的な制度が今のところないということが、今、課題かなというふうに思っております。
議 長	4番本山議員。
4番 本山議員	ということは中止というのは、その所有者の都合で中止になったということですか。
議 長	番外坂根町民生活課長。
番外坂根町 民生活課長	これ補助事業でございまして、所有者の方が実施する事業に対して、町がその予算、費用を補助する。町の財源としては県・国の事業を活用するというような組立てになっております。ですので、実施の主体はあくまでも所有者の方ですので、その方が事業これ以上できない、と言いますが、この改修の補強設計ですとか、その次に進む耐震改修事業に進むためには、判定委員会、そこの設計された内容が第三者判定委員会での判定を受けないといけないというのが条件になっているんですが、そこところが令和6年度事業

番外坂根町 民生活課長	できなかつたというのが事情がございます。ですので、これ以上、先に進 めませんよというのは、所有者の方にご説明をしてご理解をいただいている というところでございます。
議 長	はい、4番本山議員、最後ですよ。
4番 本山議員	はい。それでは先ほどお聞きしたんですけども、この事業中止になること で、別に地域には何ら影響はないと、判断していいんですか。
議 長	番外坂根町民生活課長。
番外坂根町 民生活課長	この建物が指定されているということの背景には、もし大きな地震があっ て崩れた時には、緊急輸送路である道路が塞がれてしまうかもしれませんと いうのが指定された理由でございます。ですので、この先こういったところ に何の処置もされずに大震災が起きてしまった時には、そういったおそれ があるという状況は変わらないと思います。そういう意味では、何の影響もな いかと言われると、影響は先々あるかもしれないということが回答とさせ ていただきます。
議 長	他ありませんか。はい、1番飯田議員。
1番 飯田議員	同じなんですけど、これは所有者が工事をされるってということになるん でしようか、今後は。
議 長	番外坂根町民生活課長。
番外坂根町 民生活課長	個人の所有のものについてですので、あくまでもそれを改修されるのは、 個人の方、所有者の方ということになります。
議 長	はい、1番飯田議員。
1番 飯田議員	今後は、もう何も変わらず本当に所有者に任せるって形でよろしかった ですかね。
議 長	番外坂根町民生活課長。
番外坂根町 民生活課長	そういった提案の所有者の方とこちらもお話をさせていただいておりま して、この後どうされますかというようなところは今協議中でございます。
議 長	他ありませんか。

議 長	暫時休憩とします。	(午前10時29分)
々	会議を再開します。	(午前10時30分)
々	番外坂根町民生活課長。	
番外坂根町 民生活課長	所有者の方に義務づけられているのは、耐震の診断をして、それを県のほうに報告するということまでですので、そこを行わない、それ以上の改修を行わないということに対しての罰則等はございません。	
議 長	休憩します。	(午前10時30分)
々	会議を再開します。	(午前10時31分)
々	番外坂根町民生活課長。	
番外坂根町 民生活課長	そういったところについて、県のほうにも何とかこうずらしてとかいうことができないかということも確認したんですけども、補助事業の要綱として、年度内に完了することというのが1つ要件になっております。で、年度内に完了しなかったんで、じゃあ次の年度にもう一度改めて同じことを申請をしようと思った時には、もう一旦、令和6年度に着手をしておりますので、そういったところは認められないというような状況でございます。ですので、耐震改修をしないといけないというところは、所有者の方も強く思っておられるんですけども、それを支援するといいますか、実施するための補助制度が今ちょっと見当たらないというような状況でございます。	
議 長	5番高良議員。	
5番 高良議員	今の話で流れは分かったんですが、ちょっと県のほうへ申入れをしていただけませんか。要は、住民の命を守るために、こういう制度をつくってやろうとしてるわけなんで、それが行政の年度を越えたらできないとか、そういう行政の仕組みにおいて分けてしまうと、実質、何を目的でそれをやるのかということ、私はちょっと踏み外してるような気がするんで、そういうやり方はおかしいんじゃないかということ、もっと強く言っていたきたい。その持ち主の方もやる意欲があるんであればなおさらで、それができないというのは、非常に私は不思議でなりません。	
議 長	番外野坂町長。	
番外	この仕組みはですね、町民生活課長が申しましたようにですね、県のほう	

野坂町長

がですね、計画に基づいて指導して、制度としては補助制度として設けて、その補助制度の範囲内で完了した場合に次に向かうという、そういう建て付けの制度であります。法的にはですね、これはそちら側の視点から言いますと、やらなかったことに対して罰則が求められていないという緩やかな指導的な制度であります。

一方で、皆様方からご指摘ありますように、そもそもそういう危険性があるということで手順をおって進めてますので、補助制度の建て付け上ですね、あるいはその補助制度の仕組み上ですね、期限があつてそこまでに条件が整わなかったの、そこまですよというのはですね、あまりにもその町民の皆様のですね、安心安全というものを預かる者としてはですね、これはまさに議員の皆様、先ほど来ご質問いただいとおりであると思います。

従いまして、先ほど最後に高良議員がおっしゃいましたように、そもそもこの制度に対して補助制度という形です、あくまで申請をいただいてその制度にかなったら支援するよと、それにならなければその先のことは手法的に危険だよと言っておきながら知らないよというのはですね、あまりにもそのですね、そもそもの理念と実際がそぐわないということで、ご意見いただきましたように、このことをしっかりですね県のほうにですね、町として意見を求めていきたいと思つています。

一方で、ご承知ありますように、このですね、そもそも国や県の補助制度の仕組みをですね、新たな形でこじ開けていくというのはハードルもございまして、では一方で、そのことがならなかった時に、町として単独財源で踏み込んで、基本的には自らが申請して自らやってくれることに対しての、そこまでの踏み込みを、またですねご相談した上で、お諮りすべき事案なのかというのもですね、これまた別途ですね、その県のほうの反応を見てですね、また考えていかねばならないと思つています。

町民の皆様のですね、安心安全をですね担保するためには、厳しい段階であれば国は罰則つきでですねそういうことを求めて、それは必ずやってくれということでもあります。今のですね、56年の耐震基準に基づいて56年以降の基準については国はですね、この全国の防災減災に向けて耐震化の制度設計を強めておりますが、おっしゃるやうにこの事案がですね、まさにそのですね、隘路(あいろ)のところに入り込んだやうな事案となっております。しっかりまず県に申入れを進めていくということをやつてまいりたいと思つています。この度は従いまして、その申入れいかんによりますが、通常の補助事業のですね建て付けを見ますとこの度一旦この段階で、このやうなですね補正の皆減をお願いせざるを得ないということ、この時点ではご理解いただきたいとこのやうに思つています。

議 長

よろしいですか。

他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長	質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	次に、日程第7、議案第55号、「令和7年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外高砂健康福祉課長。
番外高砂健康福祉課長	議案番号第55号、令和7年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明します。 今回の補正予算は、歳入歳出予算総額に、それぞれ264万6千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億180万円とします。 9ページの資料をご覧ください。 歳出ですが、4月の定期人事異動に伴う給与、手当、共済費等の変更で、1款、総務費の総務管理費と徴税費合わせて264万6千円の増。 一方、歳入は、13款、繰入金の一般会計繰入金が264万6千円の増となっております。 説明は、以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、提案理由の説明を終わります。
々	これより、質疑を行います。質疑はありますか。 （「ありません」の声あり） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	次に、日程第8、議案第56号、「令和7年度川本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）」の件を議題とします。 執行部から、提案理由の説明を求めます。番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	議案第56号、令和7年度川本町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。 今回の補正は、人事異動に伴う職員給与費の変更、令和6年度起債借入額確定などに伴うものであり、予算総額は変更ございません。 第2条、予算第3条に定めた収益的支出、第1款、水道事業費用についての補正です。 第1項、営業費用、補正予定額142万2千円を減額し、合計1億5,931万4千円。第2項、営業外費用、補正予定額46万4千円の増額とし、合計1,059万3千円。第4項、予備費、補正予定額95万8千円の増額とし、合計も同額とするものでございます。 第3条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費についての補正です。補正予定額144万7千円を減額とし、合計1千547万7千円とするものでございます。

番外伊藤地域整備課長	<p>次のページをご覧ください。</p> <p>補正内容について、1款、水道事業費用、1項、営業費用のうち、総係費の142万2千円の減額、これは人事異動などに伴うものでございます。2項、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費の46万4千円の増額、これは、令和6年度起債借入額及び借入利率の確定によるものでございます。4項、予備費95万8千円の増額、これは令和7年度決算に伴う仮払消費税などに不足が生じた際に対応するためでございます。</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第9、議案第57号、「専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の制定について》」及び日程第10、議案第58号、「専決処分の承認を求めることについて《川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について》」の2件を一括議題とします。</p> <p>執行部から、提案理由の説明を求めます。番外坂根町民生活課長。</p>
番外坂根町民生活課長	<p>議案第57号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。</p> <p>この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により承認を求めものです。専決処分の事項は、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について。専決処分年月日は、令和7年3月31日です。</p> <p>専決処分の理由及び改正の概要については、21ページの資料により、ご説明をいたします。</p> <p>まず、専決処分の理由ですが、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、令和7年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行となることに伴い、川本町税条例の一部を改正し、令和7年4月1日から施行させる必要があったためです。</p> <p>改正の主な概要といたしまして、町民税、軽自動車税、町たばこ税に関することをご説明いたします。</p> <p>まず、町民税に関することですが、令和7年度地方税制改正の概要として、3月7日開催の全員協議会でもご説明をしております。主な内容といたしまして、給与所得控除の見直しにより、給与所得控除の最低保障額が現行の5</p>

番外坂根町  
民生課長

5万円から6.5万円に引上げ。大学生年代の子等に係る特別控除の創設として、特定扶養控除の対象となる大学生年代の子等の所得要件を拡大するとともに、一定の所得を超えた場合でも控除額が段階的に逡減する仕組みの導入。扶養親族等に係る所得要件の引上げについては、現行4.8万円が5.8万円に引上げとなりました。これらの見直しに伴いまして、該当条文の改正を行っております。また、この改正は、令和7年分所得に係る令和8年度分から適用されますので、当該規定の施行期日は令和8年1月1日としております。

次の22ページから23ページの上段までは、補足資料となっておりますので、お読み取りくださいませ。

次に、軽自動車税の改正について、23ページ下段の資料をご覧ください。道路交通法施行規則の一部改正により、二輪車の車両区分が見直され、総排気量125cc以下であって、最高出力を4kw以下に制御したバイクが、いわゆる新基準原付バイクとして、一般原動機付自転車に区分されましたので、これに係る種別割の税率を50cc原付バイクと同額の2,000円と定めます。その他の税額については変更ありません。この改正の施行期日は、令和7年4月1日です。

最後に、町たばこ税の改正につきまして、24ページをご覧ください。

国のたばこ税の見直しに伴い、加熱式たばこの課税方式を改めるもので、上段が現行、下段が改正後となっております。現行では、加熱式たばこの重量と価格の要素を1対1の比率で、紙巻きたばこに換算されています。これを、重量のみで換算する方式に改め、一定重量以下のものは、1本をもって紙巻きたばこ1本に換算する仕組みとなります。なお、激変緩和措置として、2段階での見直しが予定されており、この度の改正の施行期日は令和8年4月1日となっております。

これらのほか、地方税法等の改正による所要の改正を行っており、施行期日及び経過措置については、附則に規定をしております。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

々

続きまして、議案第58号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により承認を求めるものです。

専決処分の事項は、川本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。専決処分年月日は、令和7年3月31日です。

専決処分の理由及び改正の概要について、6ページの資料によりご説明をいたします。

専決処分の理由につきましては、議案第57条でご説明をしたことと同様の法改正により、川本町国民健康保険税条例の一部を改正し、令和7年4月1日から施行させる必要があったためです。

番外坂根町  
民生生活課長 改正の概要についてですが、まず、第2条に規定する課税限度額の引上げにつきまして、基礎課税額が65万円から66万円に、後期高齢者支援金等課税額が24万円から26万円に引き上げられました。

次に、第20条に規定する保険税の減額について、軽減判定所得を求める際の基準額が見直され、5割軽減では、29.5万円から30.5万円に、2割軽減では、54.5万円から56万円に、それぞれ引上げられました。これにより、軽減対象世帯が拡大されることとなり、中間所得層の負担に配慮した見直しとなっています。

次の7ページは、改正内容をお示しする補足資料となっておりますので、お読み取りいただければと思います。

最後に、この改正の施行期日は、令和7年4月1日としております。

以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これら2件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第11、議案第59号、「専決処分の承認を求めることについて《令和6年度川本町一般会計補正予算(第8号)》」の件を議題とします。執行部から、提案理由の説明を求めます。

番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総  
務財政課長 それでは、議案第59号、専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。

この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものです。

専決処分の事項は、令和6年度川本町一般会計補正予算(第8号)。専決処分の年月日は、令和7年3月31日です。

次のページをご覧ください。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ2億1,493万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ53億6,311万8千円とするものです。各事業費の確定や、交付金や補助金の確定などに伴う予算の補正となります。補正の内容につきましては、38ページをご覧ください。

まず、歳出から説明します。

2款、総務費では、ふるさと思いやり基金積立金は、令和6年度の寄附金が固まったことによるものです。次に、退職手当組合特別負担金は、令和6年度退職者3名に係る追加分です。その他につきましては、実績に応じた事

業費の減額となります。まちごと魅力化センター管理費の減は、寮生が当初予算算定時の人数に対して、実績が6名減ったことにより減額するものです。なお、この人数の減に伴いまして、歳入、13款、使用料及び手数料のまちごと魅力化センター使用料を減額しております。次に、学習交流センター管理費の減も、寮生が当初予算算定時の人数に対して、実績が7名減したことによる減額です。この人数の減に伴い、歳入、13款、使用料及び手数料の学習交流センター使用料を減額しております。

3款、民生費以降の科目につきましても、主に実績に応じた減額となります。

なお、6款、農林水産業費の弥山荘、道の駅かわもと及び7款、商工費のかわもと音戯館のそれぞれの指定管理委託料の増額は、基本協定に基づき、追加で支払うものです。内訳が2つあり、まず燃料費について、納入単価の当初と実績の変動分を精算する取決めにに基づき、追加で支払うものが1つ、次に、電気代について、当初合意された委託料が、やむを得ない事情により乖離した場合に、変更する取決めにに基づき追加で支払うものです。

次に、1ページ戻っていただき、歳入をご覧ください。

1、町税につきましては、実績による減額です。

2款、地方譲与税から10款、地方交付税までは、それぞれ交付決定に伴う補正です。なお、特別交付税につきましては、特別な財政需要を考慮いただき、交付が増えております。

13款、使用料及び手数料のまちごと魅力化センターの使用料及び学習交流センターの使用料の減額は、先ほど申し上げたとおり、寮生の人数の減に対する実績です。

14款、国庫支出金の子ども・子育て支援交付金は、子育てサポートセンター運營業務委託料の人件費のアップによるものです。

15款、県支出金の市町村交流施設利用寄宿舍運営費補助金の増は、町営寮費の運営費への補助金ですが、県の補助単価が物価高騰などを加味して増額されたことによります。スクール・サポート・スタッフ設置補助金は、勤勉手当が支給対象となったことから、県の配分率が高くなったことによります。

16款、物品売払収入は、スクールバスとダンプを更新いたしました。それに伴い、以前使用していた車両を入札したことによります。

17款、寄附金は、ふるさと思いやり基金寄附金及び企業版ふるさと納税寄附金の令和6年度実績に基づき補正をしております。

20款、諸収入の災害共済金は、昨年10月の因原地区火災での消防車の車両に対する共済金です。福祉医療費高額戻入は、実績によるものです。

続いて、39ページ、最終ページをご覧ください。

第2表 地方債の補正については、各事業費の確定や起債の許可額の確定などに伴う補正額をそれぞれ事業ごとに計上し、内訳として起債の種類と事業名の額を上げております。その結果、限度額の総額は8億5,232万7

番外瀬上総務財政課長	<p>千円となります。</p> <p>次に、基金の状況につきましては、今回の補正予算に係る基金の積立と取崩しをそれぞれの基金ごとに計上しております。その結果、年度末の基金残高は、前年度末と比較して、1億3,326万5千円減額し、23億4,067万6千円と見込んでおります。</p> <p>説明は以上です。ご承認のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより、質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>7番石川議員。</p>
7番石川議員	<p>39ページの基金の状況について、お尋ねをいたします。基金の総額が、令和5年度末には24億7,394万1千円でありましたが、平成（正：令和）6年度末の見込みでは、23億4,067万6千円と1億3,300万円余りですね、の減となっております。先ほど説明のありました、令和7年度一般会計補正予算では、令和7年度末の基金残高は17億9,589万4千円と、さらにですね大きく減少する見込みであります。将来的な財政運営について、どのようにお考えになっているか、お伺いをいたします。</p>
議 長	<p>番外野坂町長。</p>
番外野坂町長	<p>お尋ねはですね、基金残高の将来的なですね見込みが財政運営に与える影響であります。ご指摘にありましたとおりですね、現在のですね、6年度末の見込みそして当初予算ですね、ご提案しました際の見込み、議員ご指摘のとおりであります。これは主にですね今後もですね、基金取崩しの予算を提案していくことになろうかと思えます。大きくはですね、やはり今進めていただいております治水事業のですね負担金が発生すると、このように思っております。</p> <p>私自身はですね、財政運営上でのですね目安としてですね、私自身は予算規模に対する基金残高という目安をですね、これは通常の財務省、総務省が示しているいろんな考え方ではなくて、私の経験上そういう考え方を持っております。これはですね、民間企業で言いますと、総資産に対するですね、自己資本比率ということで、自己資本比率ですね、総資産に対する資本比率ですね、それを見てその財務の健全性を見るというのが一般的であります。行政に対してはですね、やっぱり予算がついた予算を執行していくという、行政の特殊性とですね持続性を考えたときに、総予算規模、その予算をですね継続的に実施していくのにどれぐらい基金残高を持っておけばいいかと、そういう目安として私自身は独自の見方として、そういうものをですね重視しております。これはですね、現在ですねその予算規模に対する基金残高とい</p>

番外  
野坂町長

うのは全県、県も含めてですね全県の市町を見渡しまして、予算規模に対する基金残高、半分以上ございます。非常にそういう目線でのですね、健全性というのは保たれてると思います。

仮にですね、治水予算を進めていって、これが、例えばですけど15億を下回ってくる規模ですね、基金残高ですね、このようになってですね、私自身は健全性は十分保たれると思っております。その目安とですね、あとはですね、将来の治水対策以降のですね町のですね、持続可能であるためのいろんな投資ですね、学校建設、それをですねどのタイミングでやるかということ意識した時に、有利な起債を借り入れると同時にですね、その将来の起債の残高がですね、公債費がですね変動しないように、公債費が平準化するようなタイミングで重要なですね投資を行っていくということをですね、これを意識をしていきたいと思っております。町の全体ですね、基金としては、町の財布としては基金がですね減りますけれども、特に治水対策はじめ学校も含めてですね、それを投入した結果ですね、その土地に対してそういう将来にわたるですね、宅地嵩上げや堤防です、それから学校ですね、将来にわたるですね有益なストックが形成されるという意味で、町の財布とですねその外側に国の財源を投入して負担金以上の財源を投入して、そういうですね、総ストックですね、町のストックがですね、形成されるということであれ、もし、これがですね、地価にどこまで反映されるかわかりませんが、そういうことも含めてですね、全体ですね、狭い意味での町の価値、広い意味での価値、いろんな価値も含めるとですね、町のストックからは、基金は減るけどもこっち側に資産形成ができるというそういう意味でのですね、町の投資が今ですね今一生懸命行っているという、そういうふうなですね、ふうに私は受け止めております。

議員ご指摘のですね、将来の財政運営上ですね、懸念が発生しないように、今のような考え方でですね、総予算規模に対する資金規模、最低の規模をしっかりイメージしながら平準化ですね、公債費が平準化するようなタイミングで重要な投資を行っていくと、このようなことをですね強く意識しながらですね、将来の財政運営を見渡した上で、その年の時々の予算のご提案を今後も行っていきたいと、このように考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

議 長

はい、7番石川議員。

7番  
石川議員

丁寧なご説明ありがとうございます。基金残がですね、一定程度保たれている、これは今までの努力ということで敬意を表するところではありますが、敬意を表するところでもあります。町民の安全な生活ですね、それと命、これに関わる事業や将来のためにですね、今取り組むべき事業はですね、基金を取崩してでもですね、やることをやる場合があるということは理解もできるわけですが、今後はですね、先ほど言われましたように治水事業、それから

7番  
石川議員

道路改良、橋梁改良ですね、それから川本球場の整備というような大型な事業が続くことが予測されております。財政規律を守りですね、行政の無駄を省くこと、また事業のですね取捨選択をさらにですね強く押し進めていかなければいけないという局面にきているというふうに思います。

特にですね、行政の無駄について、常日頃よりですね心掛けていることがありましたらですね、この場でご披露いただきたいというふうに思います。ただ言葉でですね、行政の無駄を省くとかですね、やっぱり言っても町民がやっぱりぴんとこないところありますので、こういうところで努力されると、しているというところをお伺いしておきたいというふうに思います。

それからもう1点ですね、3月議会の時点ではですね、年度末の基金残高ですね21億7,585万3千円の見込みでありました。前回と比べてですね、1億6,400万円あまりの差が生じているわけでありましたが、僅か1、2か月ですね、いつもなんです大きな差が出ているわけでありまして。これについてですね、どういう理由があるのか、ご説明をいただきたいと。ここ2、3年の議会です、大体このような差が生じております。私はですね、少し緊張感の欠けた差であるというふうに感じておりますが、執行部はどのように考えておられるのか、お伺いをいたします。

議 長

番外野坂町長。

番外  
野坂町長

ご質問の前段はですね、まさに議員のですね、おっしゃいましたことをですね、肝に銘じて財政運営にかかりたいと思います。

2つ目がですね、どういった点に留意してですね、改革ですね、無駄を省くような取組をしているかということでもあります。1つ事例を申し上げますとですね、これはこれも以前からご指摘をいただきました、ご質問でもいただきましたですね、行政はとかくそのですね、予算組立て段階では努力するけども、その事業がですね、社会経済情勢の変化に応じて不必要になった、あるいは変更をせねばならないというその見直しのところがですね、ややもすると予算組立てに力を傾注し過ぎてその不断の見直しがですね、どうしても疎かになるという、まさにご指摘のとおりであります。今年度からですね、事業のですねスクラップについてですね、これ前年度事業に対してスクラップ事業をですね、これ9月定例会の決算特別委員会のところで報告するような仕組みにですね、させていただいております。前段です、その事業の見直しをしっかりとやってくれということで、どのような見直しをして、どのような事業をスクラップしていったかということをご指摘、この場での皆様方のご指摘を踏まえてですね、そのようにですねスクラップ事業のですね、そういう取組をしっかりと力を入れるということをですね運用開始しているということをお伺いしたいと思います。

それからですね、最後のご指摘ですね、まさにご指摘のとおりであります、通常年間ですね、年間、当初予算、そして6月補正、9月補正、3月補正で

番外  
野坂町長

すね、予算の審議をお願いするわけですが、やはりですね予算計上の段階、そして年間通じてですね半期が終わったとこの9月のところでのですね大きな補正があれば9月、これが大きな補正。それでおっしゃいましたところで最後のですね、3月補正で年間のですね、その執行見込みがですね、これご指摘のとおりここが緩いのでご指摘のようなですね、その年度のですね最後の基金へですね、取崩しがしのところにもその乖離が出てくると、こういうですね連動性があることであります。

従って、ご指摘にありましたことで私たち肝に銘じてやるとすればですね、やはりですね最後の3月補正のところですね、ここで年度の執行見込みをしっかりと立ててそこで見切れなかったところを最後に専決、ご承認をいただくと、従ってですね、その当該年度の最後の補正のところでの当該年度の執行見込みをしっかりとすればですね、今議員からご指摘ありました基金のこのですね、乖離も出てこない、出てこないというか、その乖離度合いが少なくなってくるということでもあります。やはりですね、当初の予算からそれぞれの補正ですねその必要性なり、それをしっかりと見極めた上で、最小の経費で最大のサービスが提供できるようなものをですね、しっかり反映した予算をその都度その都度ですね仕上げていくということが、私らに課せられた責務であります。今日、ご指摘の点をしっかりと踏まえてですね、今後ですね、より精査した形での予算をご提案していただいて、最後決算、最終的にその投入したものがですね、町民の皆様の必要最小の経費で最大のサービスを提供しているという姿が実現できるように、ご意見をですねしっかり踏まえて取り組んでまいりたいと考えております。

議 長

はい、7番石川議員。

7番  
石川議員

最後にですね、町長ばかり聞いてとってもあれですので、総務財政課長にお答えいただきたいというふうに思いますが、若干ダブることがあるかと思いますが、最初の専決処分の段階ですね、大きく基金を戻すという財政運営、というふうに毎年なってるわけですね。この段階にならないとですね、先ほど町長、縷々言われましたけども、財政の見通しがつかないということですね、少しといいますか大きく問題があるかというふうに私は思います。今回の予算を見てもですね、軒並みですね大きなマイナスが並んでおります。3月補正予算を編成した後にですね生じたですね、これ事情だけではないようなですね私は気がいたします。もう少しですね、予算の精度を高めて、せめてですね12月補正、3月補正の段階ではですね、年度末の基金残が見通せるような、基金残高というのは非常にこれ大事ですからね、予算編成をすべきではないかというふうに私は考えますけども、総務財政課長の所見を聞いて終わりにします。

議 長

番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総  
務財政課長

ご意見をいただきまして、いろいろ考えるところでございます。私、令和5年に総務財政課長になりまして、その時のこの6月議会の時にもですね、不用額が多いということで各議員さんのいろいろご意見をいただきました。それ以降にですね、以前私が習っていた時には、補正を何回かに分けて提案するのではなくて、きちっと1回落としてまた落として2段階というのはよくないよという教育を受けておりましたが、令和5年の6月議会を経まして、皆さんには何回落としてもいいから、その決算に見合うような形の補正を特に組みながらやろうという話もさせていただいておりました。ですが、その中で今回もですね基金の残高が大きく増えることになっているということについては、先ほど町長申しましたように、その姿がうまくとらえ切れないうことで、私の力不足だったかなと思っております。

ただ、一方ですね、実際に最後の項を見ていただきますと、大きな事業の費用が減っている理由として、その実績によるものが事実でございます。当時言われたのは、職員がやってないじゃないかというような指摘を受けたわけですが、現在においてはそういった怠けているというところではなくてですね、実際の見込みに対して事実がそう伴わなかったと、そのもの自体を3月の補正できるかというところがなかなか現場の方では難しいところがありますので、今回の再調整のところ実際にやっているというのが通例だと思います。その辺りですね先ほど町長申しました、途中での決算見込みというものをしっかり捉えながら、なおかつ2段か3段階補正を何度もするようでもですね、その近くに持っていてもいいというご指導だと思いますので、そういった形で補正を組みながら、また減額したのにまた増額するようなことも起こるかもしれませんけども、その見込みを立てながらですね、基金残高をなるべく大きな乖離が発生しないような仕組みでやっていくべきというふうには考えておりますので、いただいたご意見を参考にですね今後そういうことを取り組んでいきたいと思っております。いろいろご理解をいただきたいとます。よろしく願いいたします。

議 長

他ありませんか。  
2番杉本議員。

2番  
杉本議員

はい、歳入と歳出で1点ずつちょっとお伺いをしたいと思います。  
まず、歳出の2の総務費のところ、ふるさと納税についてでございますが、これホームページに掲載もされるというところでもありますけども、6年度の状況について分野ごとにも含めて教えていただきたいと思います。

それから歳入のですね、国庫支出金であります。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金、実施（正：実績）による減ということで、1,379万7千円の減というところでもあります。これもホームページに出ておりますので、非課税世帯3万円の給付とそれから子育てに追加で2万円とかっていうのもあったと思うんですけれども、この実施の状況、なぜこんな1,379

2番  
杉本議員 万7千円というものが減したのかというところを、ご教示いただきたいと思  
います。

議 長 番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総  
務財政課長 はい、ご質問2ついただきました。後のほうのですね物価高騰対応の臨時  
交付金の減について説明をさせていただきます。私もこのとき、もうちょっ  
と詳しく説明すればよかったんですけど失礼いたしました。

今回の減についてなんですが、通常でしたらその年度に交付決定されて、  
そのものを使って事業をするというスキームになるんですけども、この重点  
支援交付金がですね、毎年度、毎年度いろいろ起こってくるものですから、  
今回令和6年度については令和7年度に交付されたもの、それを繰越して、  
なおかつ不用になったもの、そういったものを6年度に充てるということ  
で、国が新たにお金を出さないというような仕組みになりましたので、結果  
的にここでの減額っていうのは令和5年度の資金を使ってやりなさいよと  
いうようなことになりますので、そういったことでですね減ったような形に  
なっております。ということで、交付された交付決定額はしっかりと使って  
おりますので、減額と言いながらも事業費のほうは変わっていないというこ  
とでご理解いただきたいと思います。

議 長 番外尾崎産業振興課長。

番外尾崎産  
業振興課長 ふるさと納税の昨年度の実績でございますが、昨年度629件の2,21  
5万9千円の実績でございます。項目ごとの内訳ちょっと今日持ち合わせて  
おりませんけれども、一般分として項目でいただいたのが1,914万7千  
円とですね、昨年度ガバメント・クラウド・ファンディングに取り組んでお  
りまして、そちらのほうは301万2千円の方を寄附をいただいております。  
以上です。

議 長 2番杉本議員。

2番  
杉本議員 臨時交付金については理解をいたしました。  
これ、ふるさと納税については、またホームページのほうにアップされる  
というところであろうというふうに思います。6年度企業版のふるさと納税  
というのはあったものでしょうか。

議 長 番外尾崎産業振興課長。

番外尾崎産  
業振興課長 企業版のふるさと納税については、昨年度4社からいただきまして、27  
0万円の実績でございます。

議 長	他ありませんか。 3 番中平議員。
3 番 中平議員	かわもと音戯館の指定管理委託料ですが、これが燃料費等の調整によって増額となっておりますが、プールの天井工事に伴う休業により不要となる費用も生じているものと思われまじく、今回増額した委託料の内訳の説明をお願いします。
議 長	番外尾崎産業振興課長。
番外尾崎産 業振興課長	かわもと音戯館の調整費の内訳でございますが、燃料費といたしまして、40万3,900円となっております。差額が差額がですね40万3,900円となっております。また光熱水費としまして、222万9,866円というところで試算をしております。以上です。
議 長	3 番中平議員。
3 番 中平議員	49万7千円の内訳、委託料の内訳、増額分のだけ、お願いします。
議 長	番外尾崎産業振興課長。
番外尾崎産 業振興課長	49万7千円の内訳でございますが、このところへ委託料を支払う部分のですね、昨年度の予算残が213万7千円ございまして、その部分の増分がですね263万4千円というところで、差し引いたところが49万7千円というところで補正のほう計上しております。
議 長	ちょっと待って、課長。49万7千円の内訳を聞いとるんよ。 はい、番外尾崎産業振興課長。
番外尾崎産 業振興課長	差額の調整費の総額が263万4千円となっております。そのときにですね、そこの委託料を支払うところの予算の残額がですね213万7千円ございましたので、それが休業補償を予算化しておいたものが予算残がございましたので、そちらを213万7千円充てまして、差額調整の金額の増分と予算の残を差し引いた49万7千円をですね、補正計上しております。
議 長	ちょっと内訳ごとに言ってくれるかな。委託料、それから水道料、燃料費。 番外尾崎産業振興課長。
番外尾崎産 業振興課長	まず、電気料でございますが、電気料につきましては37万2,001円となっております。ガス代につきましては10万6,077円、水道料につ

番外尾崎産業振興課長 きましては17万8,563円でございます。燃料費につきましては40万3,900円となっております。年間ですね、その電気、ガス、水道の総額が853万9,866円となっております。その精算額が全体で631万円となっておりますので、222万9,866円ですね差額調整をするものでございます。

また、燃料費につきましては、基本協定の中で、当初見込んでいる3月分の燃料費、燃料の使用料がございまして、そちらのほうで調整するということになっておりますので、基本協定をもとに算出をしております。

議 長 暫時休憩します。 (午前11時22分)

々 会議を再開します。 (午前11時27分)

々 番外尾崎産業振興課長。

番外尾崎産業振興課長 音戯館の委託料の差額支給につきましてですが、灯油につきまして3月に休業しておりますので、使用量自体は減っております。ただ、基本協定の中で、使用量がですね毎月定められておりますので、差額支給については、そちらのほうの基本協定に基づいた支給をするということになっておりますので、そちらのほうで算出をしております。ただ、休業に伴います燃料等の減額、使用量が減った部分については、今回の差額支給のほうにはですね、反映をしておりません。以上です。

議 長 3番中平議員。

3番中平議員 休業補償費として管理委託料に関しましては、支出する科目が違いますので、歳出の性質も違うと思うんですよ。相殺したような形の支出をされておるといことが、ちょっといわゆる井勘定のように受け取りますが、この支払、支出方法が適切と考えるおられますか。

議 長 番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 今のご指摘聞きました件で、音戯館に関しましては委託料ということで管理委託料のほう計上をしております。その中で委託料の中に実際かかるものと、それからさっきの休業補償というものが、一緒に今、予算化されておりますので、そういった意味でひとつの中で、予算処理をしているということになります。議員おっしゃるように休業補償は別の科目ではないかというご指摘がありましたので、現在のところは同じ委託料の中なので、その中で分けては区分はしているところなんですけども、支出科目を分けるべきだったと言われれば、そこはしっかり研究をするべきだったかなと、今感じてお

番外瀬上総務財政課長 議長 あります。  
よろしいですか。  
（「はい」の声あり）  
他ありませんか。4番本山議員。

4番本山議員 先ほどの石川議員の質問にちょっと似ておるところでございますけども、先ほど総務課長、この減額は別に事業を怠けとるわけではないというふうに言われました。しかしながら、その予算を立てるときに、この予算は執行するための予算であって、これほど減額がずらっと並んでおりますと、やはり何か意図的なことを感じることもございますよね。何かこう、私たちはこれをやっぱり減額あるところの事業がなされてないんじゃないかなというふうな見方をするんですけども、そういう見方が、私たちのこの表を見るときにですね、基準のひとつになると思うんですけど、その辺とどのようにお考えですか。

議長 番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総務財政課長 決算特別委員会であればですね、それぞれの事業について実績数を言いながらですね、こういう理由で減りましたというようなことが言えるわけなんですけど、この場で説明するときには大きな数字のところだけをですね説明しますので、そういった意味では、説明が足りてないというご指摘であればおっしゃるとおりかと思えます。  
そういう意味で言いまして、減ったものについてその姿を捉えながらですね、各、四半期ごとの補正を組めばいいんですけども、そういったものがなかなか現状できてないのも事実でありますので、そういったところで最終補正のところですね、3月の時点でも一生懸命どうですかね、落とし切れないもの、落としちゃいけないものもありますので、そういったもので決算見込みが立ちづらいものについては残ったとは思うんですけども、そういう意味で、どうしても作業的にそうなってしまったということでもあります。決算特別委員会ではですね、その理由というのがもっと詳しく説明ができるだと思うんですけども、ちょっとこの場でですねそういう時間がとれておりませんので、このだけでしゃべりますから、そういった意味での誤解を与えているというのは間違いないと思えますので、申し訳ないと思っております。

議長 他ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第12、議案第60号、「専決処分の承認を求めることについて

議 長	<p>て《令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）》」及び日程第13、議案第61号、「専決処分の承認を求めることについて《令和6年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）》」の2件を一括議題とします。</p> <p>執行部から、提案理由の説明を求めます。</p> <p>番外高砂健康福祉課長。</p>
番外高砂健康福祉課長	<p>議案番号第60号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明します。</p> <p>この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したので、同条第3項の規定により承認を求めるものです。</p> <p>専決処分の事項は、令和6年度川本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、専決処分年月日は、令和7年3月31日です。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>補正内容は、歳入歳出予算総額にそれぞれ4万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,596万4千円とするものです。</p> <p>補正の内容につきましては、9ページをご覧ください。</p> <p>歳出ですが、9款、基金積立金が4万6千円の増。</p> <p>一方、歳入ですが、8款、県支出金で、特別調整交付金が100万円の減、県繰入分が300万円の増、合わせて200万円の増。11款、財産収入で、基金積立金利息が4万6千円の増。13款、繰入金で一般会計繰入の職員給与等繰入金が200万円の減で、歳入合計4万6千円の増となっております。</p> <p>説明は以上となります。ご承認のほうよろしくお願いいたします。</p>
々	<p>続きまして、議案番号第61号、専決処分の承認を求めることについて、ご説明します。</p> <p>この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるものです。</p> <p>専決処分の事項は、令和6年度川本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）です。専決処分年月日は、令和7年3月31日です。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>歳入歳出予算の総額から、それぞれ100万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億4,383万6千円とするものです。</p> <p>9ページの、補正内容につきましては、9ページをご覧ください。</p> <p>歳出で、2款、後期高齢者医療広域連合納付金の療養給付費負担金が、実績により100万円の減。</p> <p>歳入で、4款、繰入金の事務費繰入金が890万円の減。</p> <p>6款、諸収入の療養給付費負担金返還金で、令和5年度療養給付費負担金返還分が790万円の増で、歳入合計100万円の減となっております。</p> <p>説明は、以上となります。ご承認のほどよろしくお願いいたします。</p>

議 長	以上で、提案理由の説明を終わります。
々	これら2件について、一括して質疑を行います。 質疑はありませんか。 (「ありません」の声あり) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。
々	次に、日程第14、議案第62号、「工事請負契約の締結について《令和7年度町単独事業 川本町河津桜公園整備工事》」の件を議題とします。 執行部から、提案理由の説明を求めます。 番外尾崎産業振興課長。
番外尾崎産業振興課長	議案第62号、工事請負請負契約の締結について、ご説明いたします。 本議案は、令和7年5月19日指名競争入札に付した令和7年度町単独事業川本町河津桜公園整備工事について、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。 契約の金額は、1億670万円。 契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字谷戸2908番地7、株式会社江ノ川開発、代表取締役 山口 嘉夫氏でございます。 次のページをご覧ください。 公園整備につきましては、公園全体を整備する土木工事と休憩所及びトイレ、倉庫を整備する建築工事に分けて整備いたします。 本工事におきましては、公園全体を整備する土木工事を行い、工事内容につきましては、駐車場、多目的広場、エントランス広場の舗装2,740平米、運動公園、遊具広場の舗装2,610平米、芝生広場の張芝1,687平米、複合遊具の設置を行い、工期につきましては、令和8年2月28日としております。 以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。
議 長	以上で、提案理由の説明を終わります。
議 長	これより、質疑を行います。質疑はありませんか。 5番高良議員。
5番高良議員	指名競争入札、これ何社で行われたのでしょうか。
議 長	番外尾崎産業振興課長。

番外尾崎産業振興課長	入札につきましては、入札参加者資格者の町内の8社をですね指名しております。
議 長	5番高良議員。
5番高良議員	県工事なんかであれば、要はA級、B級と会社のクラスが決まっておるわけですが、その中で入札する金額は基準くらいまでというような規定があるわけですが、この1億を超える工事で、町の建設業者のクラスにおいて入札できる、できないの規定はあるのでしょうか。
議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	ランクはあると思いますけども、その入札金額等、あとそこに何社を入れるかという多分基準しかなかったかなというふうに、今ちょっとろ覚えですけど、そのように感じております。
議 長	5番高良議員。
5番高良議員	3回目なんでこれ最後になるんですが、ちょっと確認ですが、要は請負金額の最高、マックスの金額は決まってないということ、今、8社という話だったんで、8社であれば町内業者ほとんど皆さん入っておられると思うんですが、中にはその規模の小さい業者もおられると。その中でこの1億のものに対しての入札ができるということは、そういう上限が設けられていないと理解してよろしいですか。
議 長	番外伊藤地域整備課長。
番外伊藤地域整備課長	上限というよりも、あくまでもこれは町で組織する指名審査会で決定することですので、その中で決められた業者さんだというふうに認識しております。
議 長	6番木村議員。
6番木村議員	はい、関連して、倉庫等が別に入札というお話がありましたけど、これはいつ頃されるのかなと。 それと工期が今お話ありましたが、8年の2月28日ということになりますが、工期合わせられるのか、この2点お願いします。
議 長	番外尾崎産業振興課長。
番外尾崎産	トイレ等の建設工事につきましては、8月をですね目途に入札を予定して

業振興課長 おります。土木工事の進捗状況もありますけれども、現在のところ8月を予定しております。あと工期につきましては、2月末というところで今回の2月28日と同じ予定にしております。3月にできればそこで植樹祭をですね、植樹イベントをしたいというふうに考えておりますので、2月28日を工期としております。

議 長 はい、6番木村議員。

6番 木村議員 はい。今、植樹祭ということもありましたので、地元のとかですねそういう方の説明会等のことも考えておられますか。もしされるとするならば、いつ頃、地元説明会ということも開催とか、そういうふうな今、植樹祭ですね全国的にPRされるのかなというふうに思いますけど、そのイベントの関係も含めて説明会も含めて考えがあれば教えてください。

議 長 番外尾崎産業振興課長。

番外尾崎産業振興課長 地元の説明としましては、先月、5月の8日にですね、まちづくり意見交換会の中で、この概要についてご説明しておりますので、今、別途ですね、地元説明会というところは予定はしておりません。ただ、今後使用方法につきましては、地元の方とまた協議をしていく必要があるかと思っておりますので、使用方法について、またその相談をしていくというふうに思っております。

あとイベント、植樹イベントにつきましては、例年、三協さんとですね、一緒に3月の頭にさせていただいておりますので、その日程に合わせて、開催をしたいというふうに考えております。

議 長 他ありませんか。  
3番中平議員。

3番 中平議員 これ昨年だと思いますけど、植樹をするということで、地質調査をされたはずです。私の耳に入っております。その結果、あまりよくないというふうに私は聞いておるんですが、その対策は既に入っておるのでしょうか、この予算の中に。

議 長 番外尾崎産業振興課長。

番外尾崎産業振興課長 昨年の土壌調査によりまして、石とかですね残土を使っていますので、あまり植栽にはよくない状況というところで伺っております。そのような中で、植樹をする場所については、幅が150センチ、深さが40センチから60センチ、樹種によって調整をしますけれども土壌改良する予定にしております。

番外尾崎産業振興課長 議 長 す。これも設計のほうに入って入札をしております。

議 長 よろしいですか。  
他ありませんか。  
8 番飯田議員。

8 番 飯田議員 この土木工事に始まりますと、監理は今まで大体こういうところは、こういう業務は産業振興課で受けられても、工事に入ったら地域整備課のほうで監理されるというような流れだったんですが、今回はこれはずっと産業振興課のほうで進捗管理をされる、ということですか。

議 長 番外尾崎産業振興課長。

番外尾崎産業振興課長 本工事はですね、産業振興課のほうで事務とですね監理のほうを進めていく予定としております。ただ、専門の技師等おりませんので、地域整備課とですね何かあれば協議をしながら、一緒に動いていきたいというふうに思っております。以上です。

議 長 8 番飯田議員。

8 番 飯田議員 この土木工事、前回の時も土砂の運搬のときもいろいろな問題が起きております。これ地域整備の係の方がしっかり対応してくれておりますので、どういった問題が起きたかということは、地域整備課と産業振興課のほうでしっかり協議をされて、そういうことを踏まえて完了していただきたい。以上です。

議 長 他ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第 15、議案第 63 号、「工事請負契約の締結について《令和 7 年度 社会資本整備総合交付金事業 町道因原日向線道路改良工事》」の件を議題とします。  
執行部から、提案理由の説明を求めます。  
番外伊藤地域整備課長。

番外伊藤地域整備課長 議案第 63 号、工事請負契約の締結について、ご説明いたします。  
本議案は、令和 7 年 5 月 19 日指名競争入札に付した令和 7 年度社会資本整備総合交付金事業 町道因原日向線道路改良工事について、工事請負契約を締結するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の

番外伊藤地域整備課長	<p>議決を求めるものでございます。</p> <p>契約の金額は、5,456万円。</p> <p>契約の相手方は、島根県邑智郡川本町大字川下1096番地1、新和建設有限会社 代表取締役 三宅 陽平氏でございます。</p> <p>次のページをご覧ください。</p> <p>総延長約140メートルの道路改良工事を行い、工期につきましては、令和8年3月31日としております。</p> <p>以上、ご承認のほどよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、提案理由の説明を終わります。</p>
々	<p>これより、質疑を行います。質疑はありますか。</p> <p>6番木村議員。</p>
6番 木村議員	<p>この竣工日を教えてください。</p>
議 長	<p>番外伊藤地域整備課長。</p>
番外伊藤地域整備課長	<p>先ほど工期につきましては、令和8年3月31日としております。</p>
議 長	<p>5番高良議員。</p>
5番 高良議員	<p>ちょっと現地確認をしてなくて申し訳ないんですが、この建物がちょっと一部あたるからという話があったと思うんですが、この建物の撤去なりの金額もこれに入ってるわけですか。</p>
議 長	<p>番外伊藤地域整備課長。</p>
番外伊藤地域整備課長	<p>建物のこれは補償等につきましては、別で契約をその該当の方としております。</p>
議 長	<p>他ありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第16、議案第64号、「財産の取得について」の件を議題とします。</p> <p>執行部から、提案理由の説明を求めます。</p> <p>番外伊藤まちづくり推進課長。</p>

番外伊藤ま  
ちづくり推  
進課長

議案第64号、財産の取得について、ご説明いたします。  
本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決を付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものです。  
取得する物品は、メディアコンバーター関連設備です。  
取得の目的は、ケーブルテレビの放送送出設備の内、テレビ映像信号を光信号へ変換し、安定的に映像を伝送させるための信号変換装置、メディアコンバーターの更新のためです。  
金額は、1,386万円、随意契約によるものです。  
取得の相手先は、日本電通株式会社 代表取締役社長 川副 和宏となります。当初に設備を行った業者となります。  
次のページをご覧ください。  
更新予定設備を資料として示しております。  
以上、よろしく願いいたします。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。  
これより質疑を行います。質疑はありますか。  
6番木村議員。

6番  
木村議員

はい、本件についてですね、なぜかというのをちょっと疑問感じるんですけど、テレビが安定化ということありますが、現状について皆さんの町民の皆さんのテレビの受信のほうで安定、不具合があるのかどうなのかというのが1点です。  
それと、今の資料の関係の3ページの関係ですね、この受信点とかですね、区域外とかですね、どこのほうに設置してあるのかな。町内の分についてのサーバーについては理解できますが、この件について願います。

議 長

番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま  
ちづくり推  
進課長

最初にですね、まず現状の不都合があるかということでございますが、現状こういった不都合は出ておりません。ただですね、このケーブルテレビの設備に関しましては、10年が大体の耐用年数ということを示されております。これに沿って、今回のメディアコンバーターだけではなくてですね、10年を経過したものについてですね、計画更新をさせていただくということを一昨年度から示しております。修繕の金額を毎年平準化を図るという意味で計画を示しているところです。今回の更新は、それに沿ったものであります。不都合が起きてから、これ発注しますとですね、これ半年以上、皆さんテレビが見れないという状況が想定されますので、計画更新をさせていただくということにしております。  
2つ目の役場以外のものにつきましては、1つはですね大田の銀山テ

番外伊藤ま  
ちづくり推  
進課長 レビというところと相互で、どちらかのアンテナに不都合が生じた場合の対  
応をするということで連携をしております。ですので、1つは大田市の銀  
山テレビの装置、銀山テレビの局の中にあります。もう1つは三原サブセン  
ターということで、三原のこれ郵便局のあたりにですね、こういったものをひ  
とつ構えているということでございます。以上です。

議 長 6番木村議員。

6番  
木村議員 はい、今の部分でですね、広島为民放のほうも受信されとるということ  
を聞いておりますが、その関係については今、銀山テレビと今ではですね、広  
島の民放のほうの関係についてはどうなのかなというふうに思いますが  
1点と、メディアコンバーターテレビの安定以外にいろいろとソフトがあろ  
うかと思えます。まだ、様々なものは含まれておると思いますが、現状の  
操作方法とかですね、いろいろとメリットもあろうかと思えますがそうい  
うことはありませんか。

議 長 番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま  
ちづくり推  
進課長 まず広島为民放のほうの局に、これアンテナでとったものもこちらへ送ってとい  
うことなので、もちろん広島の電波のほうもこれに含んで対応していくとい  
うことになります。

それから、映像信号以外、の内容ですか。大きく言いますと映像信号、光  
信号へ安定的にさせるということで、これはまあそれに関連するものを今回  
は上げさせていただいております。

議 長 他ありませんか。  
(「ありません」の声あり)  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 次に、日程第17、議案第65号、「権利の放棄について」の件を議題と  
します。  
執行部から、提案理由の説明を求めます。  
番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま  
ちづくり推  
進課長 議案第65号、権利の放棄について、ご説明いたします。  
本議案につきましては、地方自治法第96条第1項第10号の規定により  
議会の議決を求めるものです。  
今回放棄する内容は、光通信サービス料と有線テレビ共聴料に係る債権  
で、債権者は1名、放棄する金額は、すみません、債務者は1名、放棄する  
金額は光通信サービス料が7,200円、有線テレビ共聴料が13,500

番外伊藤ま 円。  
ちづくり推 権利放棄の理由は、債務者の所在が不明であり、回収が不可能な債権を放  
進課長 棄するものです。  
以上、よろしく願いいたします。

議 長 以上で、提案理由の説明を終わります。

々 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。  
5 番高良議員。

5 番 高良議員 これ債権が残っているということは、この受信機器はその建物が残ってて  
設置されてるわけですか、現在。それとも、もう建物も何もない状態なんで  
しょうか。

議 長 番外伊藤まちづくり推進課長。

番外伊藤ま 機器については、そのまま残っております。建物はございます、はい。  
ちづくり推  
進課長  
議 長 いいですか。  
他ありませんか。  
（「ありません」の声あり）  
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 ここで、暫時休憩とします。  
午後 1 時より再開いたします。 (午後 0 時 0 0 分)

議 長 会議を再開します。 (午後 1 時 0 0 分)

々 日程第 18、報告第 1 号、「令和 6 年度川本町一般会計予算繰越の報告に  
ついて」の件を議題とします。  
執行部から、報告事項の説明を求めます。  
番外瀬上総務財政課長。

番外瀬上総 それでは、報告第 1 号、令和 6 年度川本町一般会計予算繰越の報告につい  
務財政課長 て、説明します。  
これは、令和 6 年度川本町一般会計予算繰越明許費について、別紙のとおり、翌年度に繰越ししましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により議会に報告するものです。  
次のページの繰越計算書をご覧ください。

番外瀬上総務財政課長	<p>令和6年度予算のうち、翌年度に繰り越した事業は計算書のとおりで、17事業、合計4億104万9千円です。</p> <p>それぞれの事業に対する補助金や地方債につきましては、表のとおりです。説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で、報告事項の説明を終わります。</p>
々	<p>報告第1号について質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
々	<p>次に、日程第19、報告第2号、「令和6年度美郷町川本町斎場決算及び令和7年度予算について」の件を議題とします。</p> <p>執行部から、報告事項の説明を求めます。</p> <p>番外坂根町民生活課長。</p>
番外坂根町民生活課長	<p>報告第2号、令和6年度美郷町川本町斎場決算及び令和7年度予算について、資料によりご報告をいたします。</p> <p>資料は、次のページ、2ページをご覧ください。</p> <p>中ほどに掲載しております、2. 火葬実施状況において、令和6年度の両町の合計は117体、うち本町分は62体となっております。</p> <p>次の3ページには、ご参考までに、施設の運営開始当初からの年度別火葬実績をグラフとともに掲載をしております。</p> <p>続いて、資料の4ページ、決算資料をご覧ください。</p> <p>令和6年度の運営協議会会計決算額は、歳入歳出とも1,451万6,303円。このうち美郷町負担分と自動販売機設置による収入を差し引いた727万4,391円が、本町の負担額となっております。</p> <p>歳出の主な内容といたしまして、決算額Aの欄を縦にご覧ください。</p> <p>まず、需用費にあります修繕費367万4,320円ですが、火葬炉設備のオイル配管機器や収骨台車のバッテリー修繕等を行っております。また、施設管理委託料のうち最後の行にあります、空調設備更新設計業務154万円につきまして、眺江苑(ちょうこうえん)の空調設備は、建設当時から使用されているものですが、昨年度中に不具合が発生するなどし、点検をいたしました結果、更新が必要であるとの判断に至りましたので、そのための設計業務を実施したものでございます。なお、空調設備の更新は、後ほどご説明する令和7年度予算に計上されております。次の5ページには、近年の主な修繕状況について記載をしておりますので、あわせてご覧ください。</p> <p>続きまして、資料6ページをご覧ください。</p> <p>令和7年度の運営協議会会計予算でございます。</p>

<p>番外坂根町 民生課長</p>	<p>歳入歳出ともに2,708万1千円となっており、前年度当初予算との比較で1,341万4,600円の増でございます。このうち、本町の負担額は1,353万1,500円で670万7,300円の増となっております。</p> <p>主な要因といたしましては、修繕費と工事請負費の増でございます。修繕の内容につきまして、次の7ページをご覧ください。</p> <p>令和7年度修繕及び工事の予定といたしまして、火葬炉設備の主燃炉及び再燃炉のバーナー修繕が550万円、昨年度実施した設計を基にした空調設備の改修が1,000万円、館内の壁紙クロス修繕が90万円などを見込んでおります。</p> <p>以上、令和6年度美郷町川本町斎場決算及び令和7年度予算について、ご報告をいたしました。</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で、報告事項の説明を終わります。</p>
<p>々</p>	<p>報告2号について質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>(「・・・・」)</p> <p>質疑なしと認めます。質疑を終結します。</p>
<p>々</p>	<p>次に、日程第20、川本町選挙管理委員の選挙を行います。</p>
<p>々</p>	<p>お諮りします。</p> <p>選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。</p>
<p>々</p>	<p>お諮りします。</p> <p>指名の方法については、6番木村議員に指名をしていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、そのように決定しました。</p> <p>それでは、川本町選挙管理委員の指名をお願いします。</p> <p>6番木村議員。</p>
<p>6番 木村議員</p>	<p>それでは、川本町選挙管理委員の指名をいたします。</p> <p>委員、中垣 和夫氏、川本町大字因原269番地、昭和22年11月4日生まれ。委員、釜田 雄二氏、川本町大字三原515番地、昭和25年10</p>

6番  
木村議員 月13日生まれ。委員、野田 健氏、川本町大字因原256番地、昭和24年3月17日生まれ。委員、横田 和也氏、川本町大字川下1167番地の2、昭和27年1月26日生まれ。  
以上の方を指名します。

議 長 お諮りします。  
ただいま指名された方を、選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。  
よって、ただいま指名された中垣 和夫氏、釜田 雄二氏、野田 健氏、横田 和也氏、以上の方が川本町選挙管理委員に当選されました。

々 続いて、日程第21、川本町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

々 お諮りします。  
選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

々 お諮りします。  
指名の方法については、6番木村議員に指名をしていただきたいと思います。ですが、これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）  
異議なしと認めます。  
よって、そのように決定しました。  
それでは、川本町選挙管理委員補充員の指名をお願いします。  
6番木村議員。

6番  
木村議員 それでは、川本町選挙管理委員補充員の指名をいたします。  
第1順位、木下 朗氏、川本町大字川本623番地8、昭和33年7月29日生まれ。第2順位、赤穴 清氏、川本町大字川本165番地15、昭和31年12月20日生まれ。第3順位、湯浅 清恵氏、川本町大字湯谷811内2、昭和31年2月13日生まれ。第4順位、市原 有美氏、川本町大字南佐木343番地、昭和28年6月15日生まれ。  
以上の方を指名いたします。

議 長 お諮りします。

